

埼玉県立精神医療センターにおける公的研究費に係る不正防止計画

平成30年3月5日制定

埼玉県立精神医療センターでは、「埼玉県立精神医療センターにおける公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、公的研究費に係る不正使用防止計画を以下のとおり定める。

1 運営体制

埼玉県立精神医療センター科学研究費事務処理要領（以下、「科学研究費事務処理要領」という。）の定めによる。

2 不正使用防止計画

（1）責任体系の明確化

不正を発生させる要因	防止計画
公的研究費に関する管理・運営について、最終責任を負う者や実質的な責任を負う者など責任体制が明確でない。	・ 科学研究費事務処理要領に定める最高管理責任者等の責任範囲・権限をホームページで院内外に公表するとともに、ハンドブック等で職員に周知する。

（2）適正な運営・管理の基盤となる環境整備

不正を発生させる要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続に関するルールが理解されていない。	・ 科学研究費事務処理要領の運用状況を把握し、定期的に検証及び見直しを行い、研究者の負担軽減を図る実効性のあるルールとする。 ・ 公的研究費の使用ルールと事務手続を示したハンドブックを作成する。 ・ 研究者及び関係者に対して説明会やホームページなどで周知する。
コンプライアンスに対する研究者及び関係者の意識が希薄である。	・ 職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・ コンプライアンス教育を実施する。 ・ 公的研究費に係る全ての職員から不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。
不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	・ 不正使用を行った場合は調査結果として氏名を公表することを基本とし、地方公務員法第29条及び独立行政法人埼玉県立病院機構の規程に基づく処分を行う。

(3) 不正を発生させる要因の把握と防止計画策定・実施

不正を発生させる要因	防止計画
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正使用防止計画に加える。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	防止計画
<p>(予算管理)</p> <p>予算の執行状況の把握ができていないと年度末に予算執行が集中する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 四半期ごとに研究者に対して聞取りを行い、研究費の執行状況を把握する。 聞取りの結果、執行が遅れている場合は研究者に対して注意喚起を行う。 不要な研究費を執行しないよう繰越制度の活用を周知する。
<p>(検収確認)</p> <p>検収確認が不十分であると、預け金等の不正が防止できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究者が発注する購入物品、役務契約について、事務局による検収を実施し、効果的な納品事実の確認、役務が実施された事実の確認を行う。
<p>(物品購入、役務提供)</p> <p>取引業者が職員と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定額以上の取引業者に対して、架空請求等の不正取引をした場合の処分、研究者から取引を強要された場合の告発の方法等を説明の上、誓約書を徴取する。 研究者が直接業者へ発注する際の牽制機能を検討、実施する。
<p>(旅費)</p> <p>事実と異なる旅行や研究目的との整合性など事実確認が不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旅行命令簿には、日程、目的、財源等を記載させ旅行目的を明確にする。 旅行の事実確認のため、領収書等の提出を求める。
<p>(人件費・謝金)</p> <p>作業・雇用等の実態が確認できないと不正が行われるおそれがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人件費を支出する場合は、雇用開始時に財源を特定し、事務局が雇用契約を締結する。 雇用された者は、業務報告書に従事日の作業内容、時間を確認して押印し、月末には自筆により署名する。 謝金を支出する場合は、申請時に財源を特定し、謝金申請書を事務局に提出する。 謝金の事実確認のため、報告書に実際の作業従事日、作業内容を記入するとともに、成果物などの写真・コピー等を提出する。
<p>(個人への支払い)</p> <p>旅費、謝金、立替等の支</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旅費、人件費、謝金、立替等は直接本人の個人口座に振込むことを原則とする。

払いを本人ではなく、研究者を介した場合に不正が行われるおそれがある。	・ やむを得ず研究者を介する場合には必ず本人の署名又は押印のある領収書を徴取する。
------------------------------------	---

(5) 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	防止計画
研究費執行に関する相談窓口の周知が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費全般の相談窓口をホームページやハンドブックに掲載する。 ・ よくある質問はホームページやハンドブックに掲載する。
通報窓口の周知が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費の通報窓口をホームページやハンドブックにわかり易く掲載する。 ・ 通報窓口や通報制度をホームページやハンドブック、説明会等で周知する。

(6) モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査担当は、コンプライアンス推進チームと連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

3 不正防止計画の点検・評価

公的研究費等の使用に係わる不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。